

第2章 第一種事業の目的及び内容

1 事業の目的

札幌市（以下、本市）では、平成 21 年に家庭ごみの有料化を含む「新ごみルール」の実施により、焼却ごみが大幅に減量し、4 箇所あった清掃工場のうち篠路清掃工場を廃止し、平成 23 年には発寒・白石・駒岡の 3 箇所の体制に移行した。

3 清掃工場のうち、現在の発寒清掃工場は平成 4 年に竣工し、既に 30 年経過した。一般的に 30 年が耐用年数とされている中で、計画的な整備により設備の延命化を図ってきたが、全体的な老朽化は避けられない状況であり、更新が必要である。

また、新工場が供用開始する予定の令和 14 年度の焼却量は、本市全体で約 40 万トン/年と見込んでいるが、駒岡及び白石の 2 清掃工場では全量の焼却が不可能であり、今後も 3 清掃工場による安定的な焼却体制及び効率的な収集体制を維持するべく、発寒清掃工場の更新を行う必要がある。

2 事業の名称及び種類

事業の名称：発寒清掃工場更新事業

事業の種類：札幌市環境影響評価条例第 2 条第 2 項第 6 号に掲げる第一種事業
『その他の一般廃棄物処理施設』の新設

3 事業の実施想定区域の位置・規模

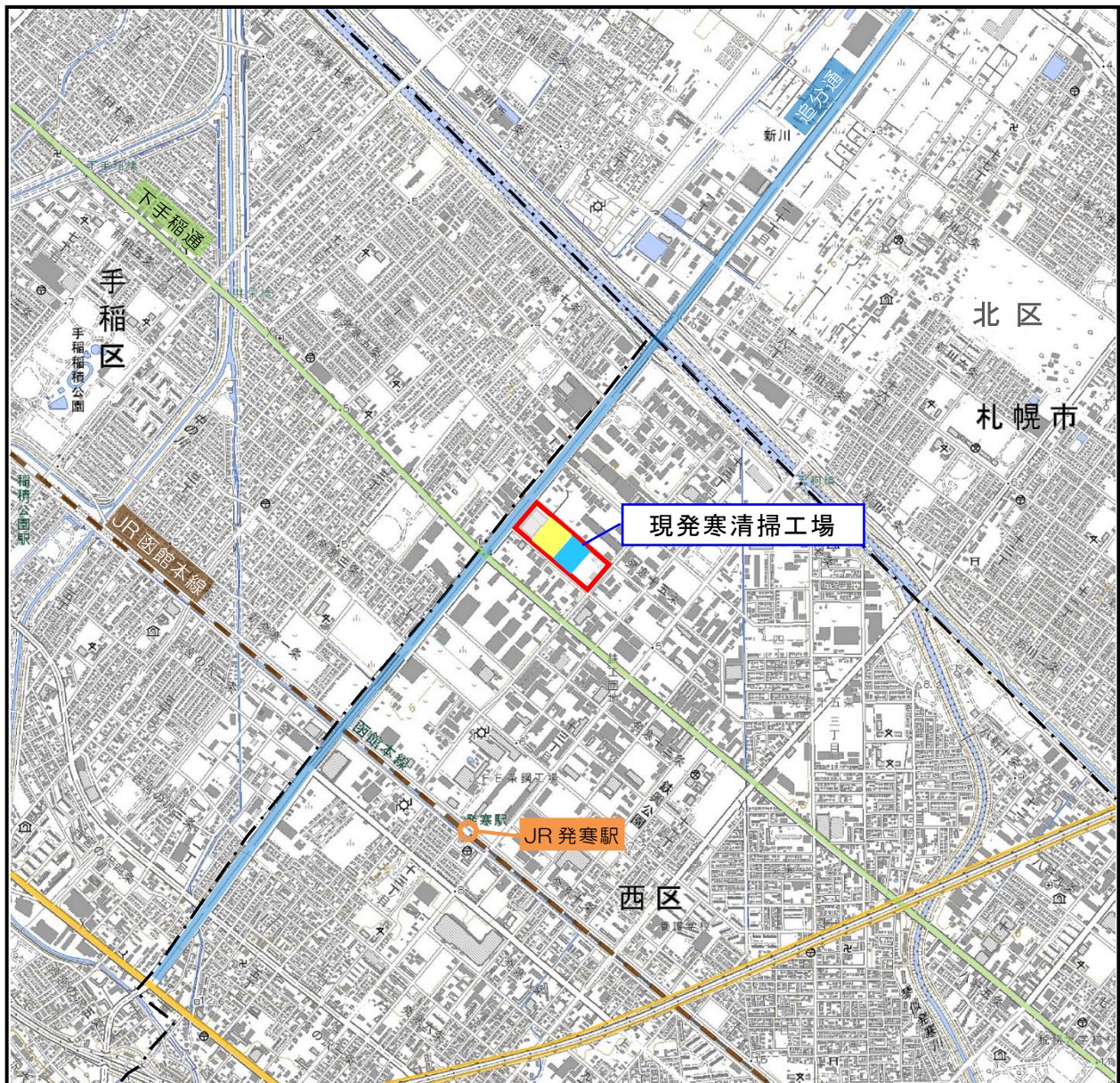
事業の実施想定区域（以下「事業実施想定区域」という）の位置・規模の概要を表 2-3-1 及び図 2-3-1 に示す。

事業実施想定区域は、市街地にある札幌市役所から西方向約 10km の西区発寒に位置しており、現在稼働中の一般廃棄物処理施設「発寒清掃工場」に隣接する清掃事務所敷地及び市道（廃止予定）である。

新設する焼却施設の規模は、石狩市・当別町の可燃ごみを受け入れる広域処理の検討を行っており、その場合現在の 600 トン/日から 640 トン/日に変更する予定である。

表 2-3-1 事業実施想定区域の位置・規模の概要

| 項目 | 概要 |
|-------------|--|
| 事業実施想定区域の位置 | 西区発寒 15 条 14 丁目西 2-1 ほか 市道（北発寒第 98 号線）の一部を含む （図 2-3-1 事業実施想定区域 参照） |
| 施設の規模 | 640 t / 日 |



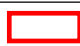



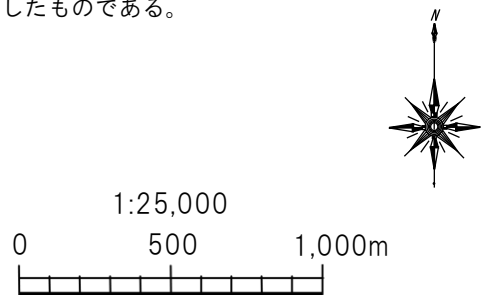
| 凡 例 | |
|---|------------------------------|
|  | 事業実施想定区域 |
|  | 区 界 |
|  | 現 発 寒 清 掃 工 場 |
|  | 新工場建設候補地 (現西清掃事務所及び市道の一部) |

図 2-3-1 事業実施想定区域

※国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和 2 年 11 月 17 日発行)を使用したものである。



4 事業の計画の概要

(1) 事業において処分する廃棄物の種類

家庭系一般廃棄物（燃やせるごみ、自己搬入ごみ、許可事業者搬入ごみ）

事業系一般廃棄物（木くず、紙くず、繊維くず）

(2) 事業の背景・経緯

ア 廃棄物処理施設におけるごみ処理の現状

市内の主な廃棄物処理施設を図 2-4-1 に、また中間処理施設の仕様を表 2-4-1 に示す。

本市が処理するごみのうち、燃やせるごみについては、市内の清掃工場（発寒・駒岡・白石）で焼却し、燃やせないごみや焼却残さ等については、最終処分場（山本・山口）で埋立処分を行っている。また、燃やせないごみの一部については、減容化を図るため破碎処理を行っている。

大型ごみは、破碎施設（発寒・篠路・駒岡）で破碎した後、清掃工場及び最終処分場にて処理している。びん・缶・ペットボトルは資源選別センター（駒岡、中沼）で選別し、容器包装プラスチックについては中沼プラスチック選別センターで選別・圧縮梱包等の処理を行い、再商品化事業者へ引き渡し、リサイクルを行っている。

枝・葉・草の一部は山本処理場で堆肥化を行っており、雑紙については中沼雑紙選別センターで選別・圧縮梱包等の処理を行い、民間古紙問屋に運搬のうえ製紙原料へ資源化し、残さは資源化工場にて固形燃料としてリサイクルしている。

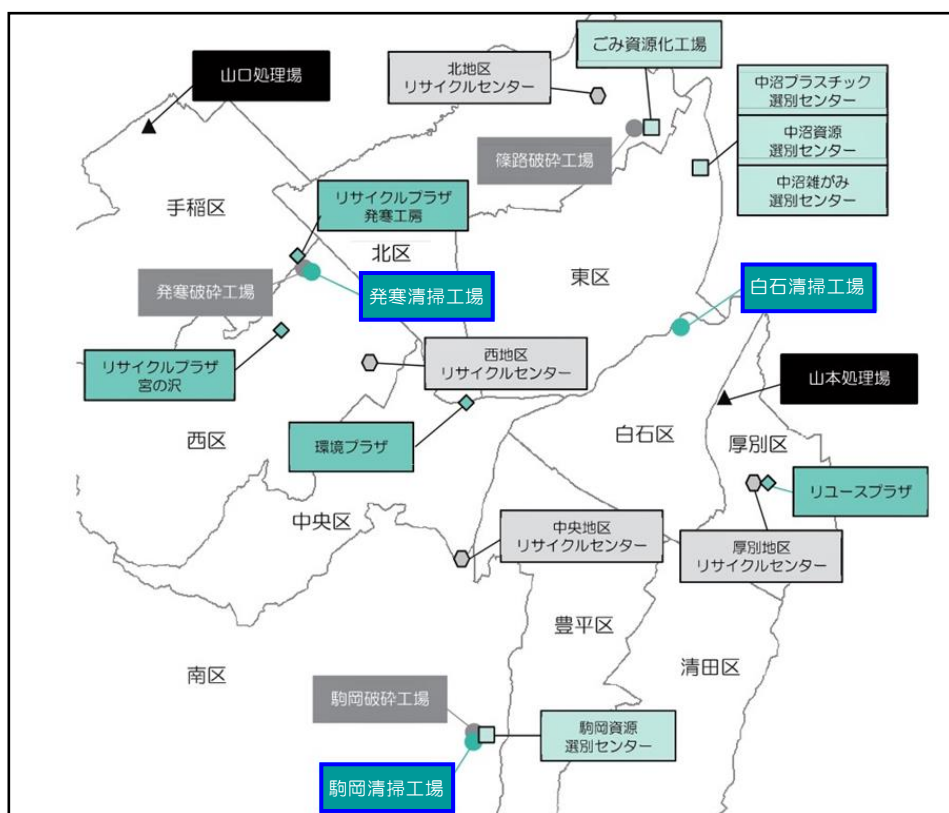


図 2-4-1 市内の主な廃棄物処理施設

表 2-4-1 本市の主な廃棄物中間処理施設^{1) 2)}

□清掃工場

| 種別 | 名称 | 現発寒清掃工場 | 駒岡清掃工場 | 白石清掃工場 | 旧篠路清掃工場 (H23.3 廃止) |
|--------------------------|----|-------------------------|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 所在地 | | 西区発寒 15 条 14 丁目 1-1 | 南区真駒内 602 | 白石区東米里 2170-1 | 北区篠路町福移 153 |
| 敷地面積(m ²) | | 23,896 | 59,430 | 100,564 | 169,635 |
| 建築面積(m ²) | | 6,853 | 7,182 | 16,839 | 2,723 |
| 竣工年月 (稼働年数) | | 平成 4 年 11 月 (約 30 年) | 昭和 60 年 11 月 (約 37 年) | 平成 14 年 11 月 (約 20 年) | 昭和 55 年 12 月 (約 31 年で廃止) |
| 設計施工 | | 三菱重工業(株) | (株)タクマ | (株)タクマ | (株)タクマ |
| 施設規模(t/24h) | | 600(300t×2 炉) | 600(300t×2 炉) | 900(300t×3 炉) | — (廃止) |
| 炉形式 | | 全連続燃焼式 | 全連続燃焼式 | 全連続燃焼式 | 全連続燃焼式 |
| 燃焼形式 | | ストーカ式 | ストーカ式 | 焼却炉：ストーカ式 (灰溶融炉 H26 年廃止) | ストーカ式 |
| 燃焼ガス冷却方式 | | 排熱ボイラ式 | 排熱ボイラ式 | 排熱ボイラ式 | 排熱ボイラ式 |
| 発電出力(kW) | | 4,960 | 4,960 | 30,000 | 4,800 |
| 施設設備 | | | | | |
| ごみピット容量(m ³) | | 7,000 | 7,000 | 16,000 | 7,000 |
| 排ガス処理設備 | | バグフィルタ 塩化水素ガス除去装置 | バグフィルタ 塩化水素ガス除去装置 | バグフィルタ 塩化水素ガス除去装置 | バグフィルタ 塩化水素ガス除去装置 |
| 余熱利用設備 | | 発電 融雪槽 | 発電 場外余熱供給 | 発電 | 発電 |
| 灰固化設備 | | キレート処理 | キレート処理 | キレート処理 | キレート処理 |
| 煙突高さ(m) | | 100 | 100 | 90 | 100 |

□破砕工場

| 種別 | 名称 | 発寒破砕工場 (リサイクル工房併設) | 篠路清掃工場併設 大型ごみ破砕工場 | 駒岡清掃工場併設 大型ごみ破砕工場 |
|-----------------------|----|-----------------------|----------------------|----------------------|
| 所在地 | | 西区発寒 15 条 14 丁目 1-1 | 篠路清掃工場敷地内 | 駒岡清掃工場敷地内 |
| 敷地面積(m ²) | | 12,214 | | |
| 建築面積(m ²) | | 6,423 | 2,723 | 7,721 |
| 竣工年月 | | 平成 10 年 9 月 | 昭和 55 年 12 月 | 昭和 61 年 2 月 |
| 施設規模 | | 150t/5 h | 150t/5 h | 200t/5 h |
| | | 回転 100t/5 h × 1 基 | 回転 100t/5 h × 1 基 | 回転 50t/5 h × 1 基 |
| | | 剪断 50t/5 h × 1 基 | 剪断 50t/5 h × 1 基 | 剪断 75t/5 h × 2 基 |

□資源選別施設、資源化工場

| 種別 | 名称 | 中沼 プラスチック 選別センター | 中沼資源 選別センター | 中沼雑がみ 選別センター | 駒岡資源 選別センター | 篠路ごみ 資源化工場 |
|-----------------------|----|------------------------|----------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 所在地 | | 東区中沼町 45-11 | 東区中沼町 45-24 | 東区中沼町 45-19 | 南区真駒内 129-30 | 篠路清掃工場 敷地内 |
| 札幌市リサイクル団地内 | | | | | | |
| 敷地面積(m ²) | | 8,744 | 16,100 | 19,885 | 9,913 | 169,635 |
| 施設規模(t/日) | | 82.6 | 110 | 85 | 77 | 200 |
| 竣工年月 | | 平成 21 年 7 月 | 平成 10 年 9 月 | 平成 21 年 7 月 | 平成 10 年 9 月 | 平成 2 年 3 月 |

□クリーンセンター、リサイクルプラザ・リユースプラザ

| 種別 | 名称 | クリーンセンター | リサイクルプラザ宮の沢 | リユースプラザ |
|-----------------------|----|-------------|---------------------|----------------------|
| 所在地 | | 手稲区手稲山口 318 | 西区宮の沢 1 条 1 丁目 1-10 | 厚別区厚別東 3 条 1 丁目 1-10 |
| 敷地面積(m ²) | | 8,332 | 生涯学習総合センター併設 | 旧厚別清掃工場敷地内 |
| 延床面積(m ²) | | 2,174 | 352 | 560 |
| 竣工年月 | | 平成 7 年 3 月 | 平成 12 年 8 月 | 平成 20 年 12 月 |

1) 札幌市環境局環境事業部「令和 3 年度 清掃事業概要(令和 2 年度実績)」(令和 3 年 12 月)

2) 札幌市環境局環境事業部ホームページ「清掃事業の概要 施設マップ」(令和 4 年 3 月 31 日更新)

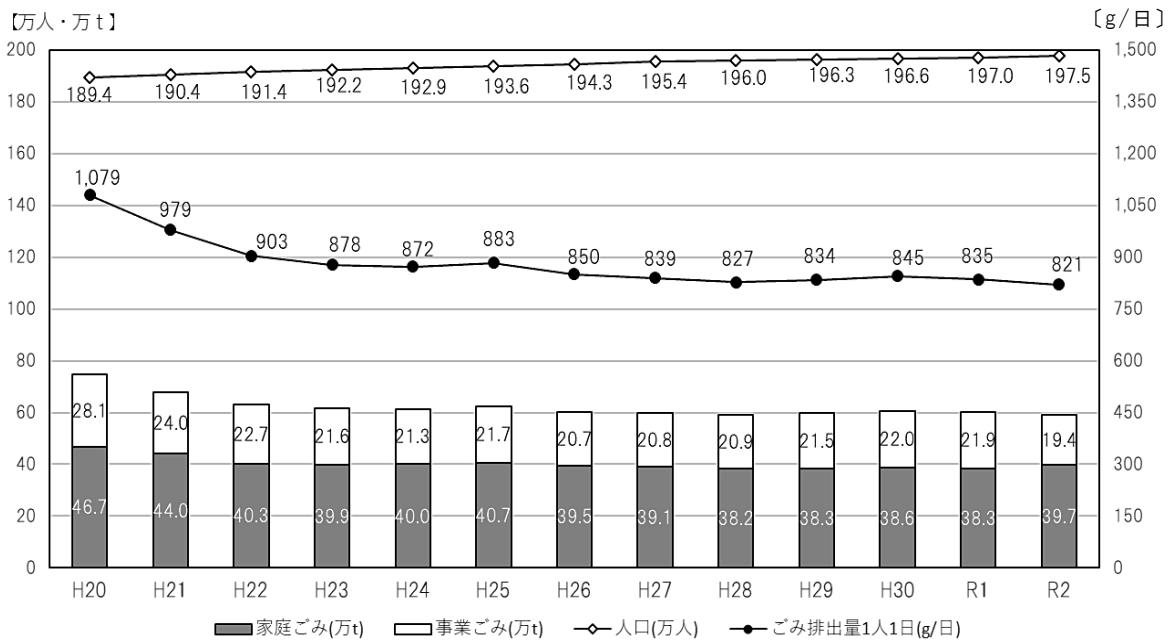
イ ごみ処理量の推移

本市におけるごみ処理量の推移を、図 2-4-2 に示す。

本市が処理するごみ量は、平成 21 年 7 月以降「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の有料化や「雑がみ」「枝・葉・草」の分別収集を含む「新ごみルール」を実施する等、さまざまな施策と市民の協力のもとで、排出量が徐々に減少している。

平成 28 年度以後はやや横ばい状態であり、令和 2 年度のごみ処理量は約 59.2 万トンであった。

市民 1 人 1 日当たりの家庭から排出される廃棄ごみについては、平成 28 年度に 827g であったが、令和 2 年度は 821g となっている。



注：図中家庭ごみと事業ごみの合計は、端数処理のため合わないことがある。

図 2-4-2 本市におけるごみ排出量の推移^{5) 6)}

本市の令和 2 年度のごみ処理実績を、平成 28 年度と比較し表 2-4-2 に示す。

令和 2 年度の処理量は 591,816 トンであり、このうち家庭ごみは 397,386 トン、事業ごみは 194,430 トンとなっている。

処理方法は、資源化、焼却・破砕、埋立処理に大別され、「びん・缶・ペットボトル」、「容器包装プラスチック」、「雑がみ」等の資源化量が 119,108 トン、「燃やせるごみ」「大型ごみ」等の焼却・破砕量が 424,889 トン、「燃やせないごみ」、焼却後の残さ等の埋立処理が 84,918 トンとなっている。

ごみ処理量合計はほぼ同じであるが、資源化量は 1.1%増加、埋立量は 2.6%減少した。

5) 札幌市環境局「スリムシティさっぽろ計画」年次報告書（平成 28 年度版）（平成 29 年 9 月）

6) 札幌市環境局「新スリムシティさっぽろ計画年次報告書」（令和 2 年度）

表 2-4-2 本市におけるごみ処理の実績^{5) 6)}

| 項 目 | | 年間処理量 (t/年) | |
|----------------------------|-----------------------|-------------|---------|
| | | 平成 28 年度 | 令和 2 年度 |
| ごみ 処理量 | ① 家庭ごみ排出量 | 382,207 | 397,386 |
| | ② 事業ごみ排出量 | 209,254 | 194,430 |
| | ③ 処理量計(①+②) | 591,461 | 591,817 |
| ④ 資源化量 | | 117,796 | 119,108 |
| 中間処理 | ⑤ 焼却・破碎 | 432,464 | 424,889 |
| | ⑥ 埋立前処理 ^{※1} | 7,701 | 8,658 |
| ⑦ 埋立量 | | 33,501 | 39,161 |
| ⑧ 処理残さ(焼却灰等) ^{※2} | | 53,649 | 45,757 |
| ⑨ 埋立量合計(⑦+⑧) ^{※3} | | 87,151 | 84,918 |

※1：埋立前処理：燃やせないごみを減容化するために行う破碎処理。

※2：処理残さ：資源化処理、焼却・破碎処理、埋立前処理により生じた残渣の合計。

※3：埋立量合計：端数処理のため合計値が合わないことがある。

ウ ごみ減量の取り組み

本市では一般廃棄物処理基本計画「スリムシティさっぽろ計画」を平成 20 年 3 月に策定し、市民・事業者・札幌市の協働によるごみの減量に取り組んできた。

平成 21 年「新ごみルール」開始後、焼却ごみの大幅な減量に成功したことから、老朽化していた篠路清掃工場を廃止した。ごみ減量・リサイクルをさらに推進するとともに、計画策定時から変化した状況等に対応するため、平成 30 年 4 月に「新スリムシティさっぽろ計画 札幌市一般廃棄物処理基本計画」を策定した。

「新スリムシティさっぽろ計画」において、ごみ量に関する具体的な数値目標「目指せいちばん！スリム目標」を設け、市民・事業者・行政が目標を共有し、ごみの発生抑制、資源化の取り組みを進めていくために、平成 28 年度を基準年とした以下の 5 点の目標を掲げている。

○ ごみ量管理目標（新スリムシティさっぽろ計画）

| | |
|--------------------|---|
| ・ 廃棄ごみ全体の減量目標 | ：平成 28 年度実績に比べて 6.8 万トン（1 人 1 日当り 100g）以上減量 |
| ・ 廃棄ごみ量の減量目標 | ：平成 28 年度実績に比べて 6.0 万トン以上減量 |
| ・ 家庭から出る生ごみ量の減量目標 | ：平成 28 年度実績に比べて 1.0 万トン以上減量 |
| ・ 家庭から出る廃棄ごみ量の減量目標 | ：平成 28 年度の 386g/人日に対し 340g/人日以下 |
| ・ 埋立処分量の減量目標 | ：平成 28 年度実績に比べて 2.2 万トン以上減量する。 |

5) 札幌市環境局「スリムシティさっぽろ計画」年次報告書（平成 28 年度版）（平成 29 年 9 月）

6) 札幌市環境局「新スリムシティさっぽろ計画年次報告書」（令和 2 年度）

平成 28 年度を基準年としたごみ量管理目標と実績値を図 2-4-3 に示す。

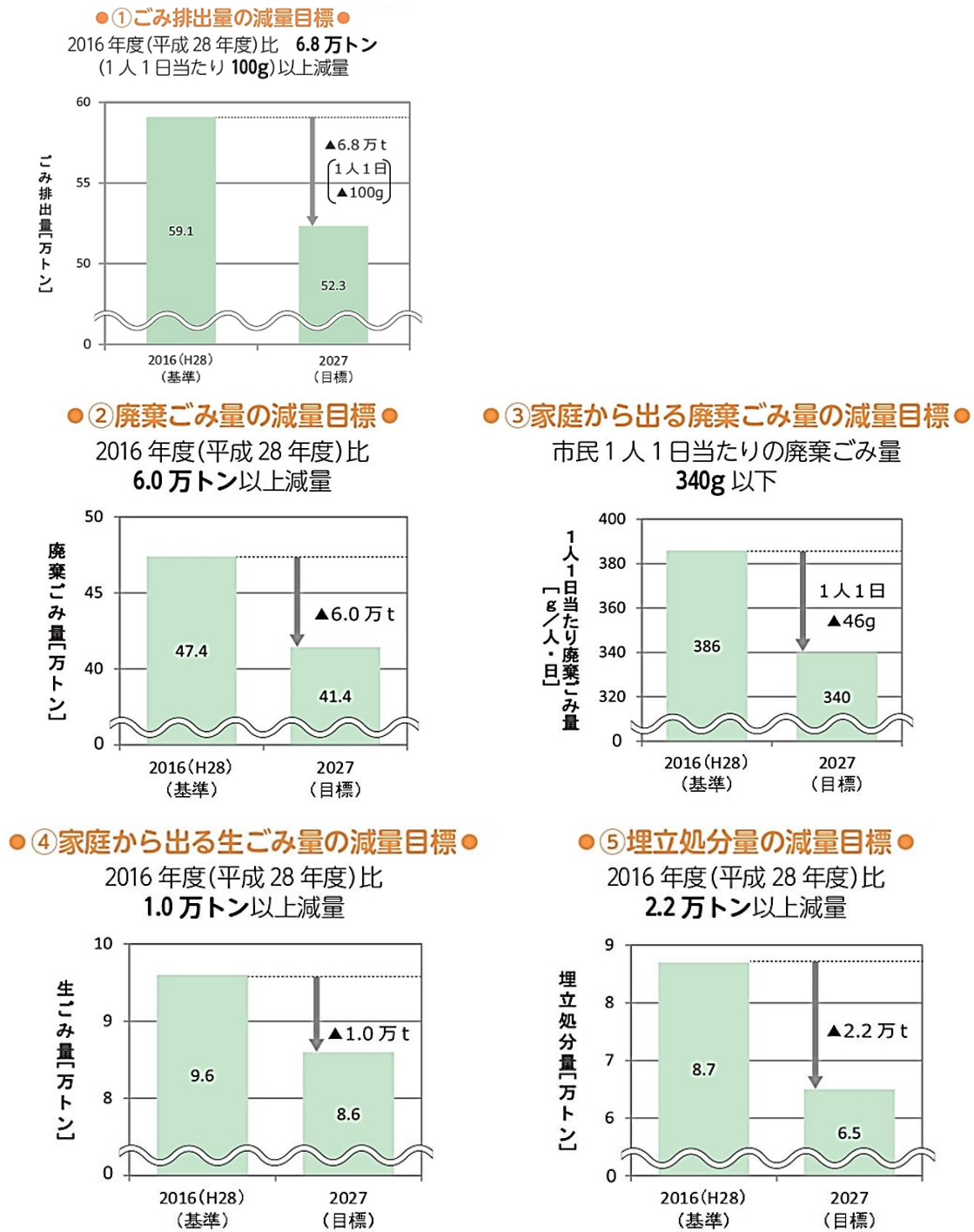


図 2-4-3 ごみ量管理目標とごみ量等の実績値³⁾

3) 札幌市環境局環境事業部「新スリムシティさっぽろ計画 札幌市一般廃棄物処理基本計画」(平成 30 年 4 月)

(3) 事業の必要性及び計画の概要

ア 事業の必要性

事業の目的に記載のとおり、市内3工場体制による安定的な焼却体制及び効率的な収集体制を維持するため、発寒清掃工場の更新は不可欠な計画である。

イ 計画の概要

(ア) 事業規模（焼却能力）について

令和14年度における焼却処理の想定量（石狩市、当別町等を含む）を表2-4-3に示す。発寒清掃工場の新工場供用開始以後、市内3工場はほぼ同等の割合となる計画である。

また、事業規模等については今後策定する清掃工場更新基本計画にて検討する。

表2-4-3 令和14年度における焼却処理量（想定）

| 施設名 | 焼却量 (t/年) | | 比率 (%) | |
|---------|-----------|---------|--------|------|
| 駒岡清掃工場 | 126,000 | | 30.1 | |
| 白石清掃工場 | 159,600 | | 38.1 | |
| 発寒清掃工場 | 116,700 | 133,300 | 27.8 | 31.8 |
| 石狩市・当別町 | 16,600 | | 4.0 | |
| 計 | 418,900 | | 100.0 | |

以上を整理し、新発寒工場の規模については、年間稼働日数及び季節変動率を考慮し、表2-4-4に示す処理能力は640トン/日を基本として計画を進める。

表2-4-4 発寒清掃工場の処理能力

| 発生区分 | 処理能力 (t/日) | |
|-------|------------|---------|
| | 稼働中の現工場 | 計画する新工場 |
| 市内分 | 600 | 560 |
| 広域処理分 | —※ | 80 |
| 合計 | 600 | 640 |

※ 「—」は本市で処理していないことを示すが、石狩市・当別町の施設は180t/日の能力を有している。

(イ) 事業候補地の複数案の考え方

複数案の設定に際して、前述した事業規模を踏まえ、事業実現が可能な面積を有し、市内の生活環境及び自然環境の保全が可能な地区を抽出し、事業候補地とする。

また、「ア 事業の必要性(p. 2-8)」で述べたとおり、廃棄物を今後も安定的かつ効率的に処理するために、本事業の実施が不可欠であり更新以外の代替案は存在しないことから、ゼロ・オプション（事業を実施しない案）については検討しない。

a 必要建築面積、敷地面積

建築面積及び敷地面積は、現在の発寒清掃工場の規模が基準となるが、継続する破碎工場との連携を含め、効率的な規模とするよう検討を行う。

b 候補地抽出

現在の発寒清掃工場は、市内北西部に位置し、中心部から最も近い配置の清掃工場となっている。先の図 2-4-1 (p. 2-3) のとおり、市内東部に白石清掃工場、南部に駒岡清掃工場を配置しており、新工場の事業用地は安定した処理体制や効率的収集体制の維持のために、既存施設の周辺であることを前提とする。

既存施設の周辺に焼却施設が建設可能な面積を有する新たな用地は存在せず、新たな環境負荷の発生についても考慮すると新規用地の取得は事業実現の可能性が低いと判断し、既存敷地内での建替え計画とした。

現在の発寒清掃工場に隣接する西清掃事務所を移転し、西清掃事務所と敷地中心部を通る市道（北発寒第 98 号線）の一部を併せて新工場の更新場所とする計画である。

ウ 複数案の設定と施設配置計画

事業実現性から建設候補地に係る複数案は設定することができず、施設配置の複数案を検討した。

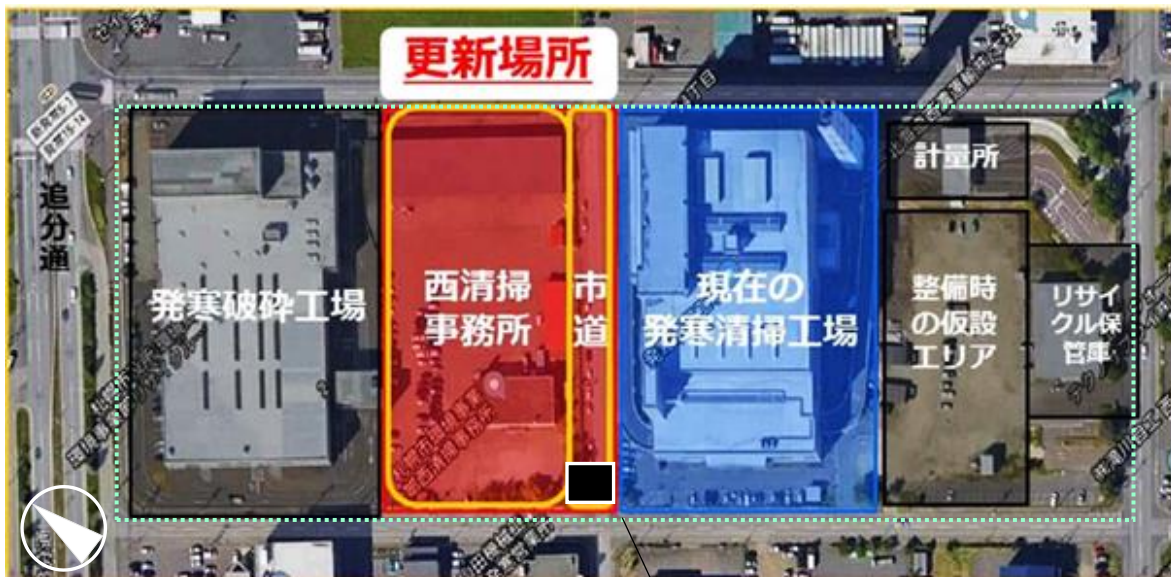
西清掃事務所跡地及び隣接する市道は、既存清掃工場及び破碎施設の間にある平坦地で、面積は計約 1.1ha であり、焼却施設の配置が可能である。

施設配置を検討し、車両動線の効率性と安全性を踏まえ、敷地内に収まる施設配置案として、現在可能と考えられる複数案として、以下の A 案、B 案の 2 案を設定した。施設配置計画を、図 2-4-4 及び図 2-4-5 にそれぞれ示す。

- ・ A 案：現在の西清掃事務所敷地の南側（現清掃工場側）に煙突を配置する案
- ・ B 案：同敷地の北側（破碎工場側）に配置する案

発寒清掃工場更新基本構想及び基本計画では、実際の施設配置計画についても、この 2 つの案の環境影響評価の結果を十分考慮し計画する必要がある。

なお、煙突からの排出ガス等の環境影響を評価する際には、現発寒清掃工場の煙突高さ 100m を基本として検討する。



煙突位置

図 2-4-4 南側に煙突を配置する A 案の施設計画



煙突位置

図 2-4-5 北側に煙突を配置する B 案の施設計画

エ 余熱利用計画

現在の発寒清掃工場では、熱を利用して発電し、工場内で使用するほか、余った電気は電力会社に売却している。

新工場においても、場内給湯、空調、ロードヒーティング等の場内利用及び発電を行う「エネルギー回収型廃棄物処理施設」としての運用を検討するものとする。

令和2年度の発電等実績を以下に示す。

- ・ 発電量：年間 21,989,420kWh
- ・ 売電量：年間 7,958,305kWh

オ 既存施設と計画する新工場との比較

既存施設と計画する新工場との比較を表2-4-5に示す。

新工場の施設規模は、前述のとおり広域化の可能性を考慮して640トン/日を計画するが、炉型式等の設備内容は今後策定する発寒清掃工場更新基本計画にて決定する。

表2-4-5 既存施設と計画する新工場との比較

| 項目 | 現発寒清掃工場 | 新発寒清掃工場 |
|---------------|---------------------------|-----------------------------|
| 施設規模 | 600t/日 | 640t/日 |
| 稼働時間 | 24時間連続 | 24時間連続 |
| 炉型式 炉数 | 全連続運転2炉 火格子(ストーカ)式 | 基本計画にて決定 |
| 煙突高さ | 地上100m | 基本計画にて決定 |
| 排水方式 | 下水道接続 | 下水道接続 |
| 発電可能量 発電効率 | 4,960kW(2,480kW×2基) 6% | 基本計画にて決定 |
| 余熱利用 | 冷暖房・温水・ ロードヒーティング等 | 冷暖房・温水・ロードヒーティング等を基本計画にて決定 |
| 稼働開始年 | 1992年(平成4年)11月竣工 | 2032年(令和14年)供用予定 |
| 敷地面積 | 約2.4ha [※] | 西清掃事務所及び市道の一部 廃止地 約1.1ha |

※ 現工場の敷地面積は、計量所等の用地を含む。

カ 公害防止計画

現在の発寒清掃工場には、「発寒清掃工場維持管理計画書」⁷⁾があり、排出ガス等の管理基準値を設け、公害防止に努めるように管理している。

(ア) 排出口排出基準値 (大気汚染防止法に基づく排出基準)

- a ばいじん量 : 0.08g/m³N 以下
- b 硫黄酸化物 : K 値規制 K=4.0m³N/h 以下
- c 窒素酸化物 : 250cm³N/m³N 以下^{※1}
- d 塩化水素 : 700mg/m³N 以下
- e ダイオキシン : 1.0ng-TEQ/m³N 以下^{※2}
- f 水銀 : 0.03mg/m³N 以下

(イ) 悪臭防止規制 (悪臭防止法に基づく規制基準)

- a 悪臭 : 敷地境界における臭気指数 10 以下

(ウ) 市街地同等の騒音規制法及び振動規制法の規制基準

(自主基準)

- a 騒音 : 第 2 種区域適用 (住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域)
- b 振動 : 第 1 種区域適用 (住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域)

(法基準)

- a 騒音 : 第 4 種区域適用
(主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域)
- b 振動 : 第 2 種区域適用
(住居の用にあわせて商業・工業等の用に供されている区域であって、その区域の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域)

(エ) 施設排水 (下水道法の規制基準)

施設排水は、現発寒清掃工場同様公共下水道に接続して放流する計画であり、周辺の公共用水域 (河川) には放流しない。

水質は、pH 調整、有機汚濁物質除去等により、下水道排除基準以下に処理した後放流する計画である。

- a 排水 : 公共下水道に放流し、水質は下水道排除基準以下とする
(放流水質は月 1 回検査)
- b ダイオキシン : 10pg-TEQ/L 以下^{※2}

7) 札幌市環境局環境事業部ホームページ「発寒清掃工場維持管理計画書」

※1 m³N

0°C、1 気圧の状態に換算した気体の体積のことである。なお、気体は温度や圧力によって体積が変化するため、基準となる一定条件下の体積で示す必要がある。

※2 TEQ

ダイオキシン類には色々な種類の異性体が存在し、その毒性は異性体ごとに異なる。TEQ (毒性当量) とは、これらの異性体の中で最強の毒性を有する 2,3,7,8-TCDD の量に換算して表示する単位のことである。

キ 廃棄物処理計画

(ア) 焼却残さ

焼却施設から発生する焼却灰及び飛灰処理物の基準は、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」（改正：平成29年環境省令第11号）に基づき規定されており、本事業においてもこれを順守することとする。

(イ) 飛灰処理物の基準

焼却施設から発生する飛灰は、環境大臣の定める方法により適正に処理した後、最終処分場に埋立処分するものとし、表2-4-6に示す基準とする。

また、飛灰処理物中のダイオキシン類の基準は、ダイオキシン類対策特別措置法上の特別管理一般廃棄物に該当しない条件とし、表2-4-7に示す値とする。

表2-4-6 飛灰等の処理物(燃え殻・ばいじん・鉱さい)の溶出基準

| 項目 | 溶出基準 |
|--------------|-------------|
| アルキル水銀化合物 | 検出されないこと |
| 水銀又はその化合物 | 0.005mg/L以下 |
| カドミウム又はその化合物 | 0.09mg/L以下 |
| 鉛又はその化合物 | 0.3mg/L以下 |
| 六価クロム化合物 | 1.5mg/L以下 |
| 砒素又はその化合物 | 0.3mg/L以下 |
| セレン又はその化合物 | 0.3mg/L以下 |
| 1,4-ジオキサン | 0.5mg/L以下 |

特別管理産業廃棄物の判定基準（廃棄物処理法施行規則第1条の2）
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」
（令和3年8月4日施行）

表2-4-7 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係るダイオキシン類の含有量基準

| 項目 | 含有量基準 |
|-------------------|-------------|
| 飛灰処理物中のダイオキシン類含有量 | 3ng-TEQ/g以下 |

ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）

ク 収集運搬車両等の種類に関する計画

令和3年度の運搬車両台数の実績を表2-4-8に示す。

新工場の運搬車両台数は、現発寒清掃工場と同程度を計画している。

また、発寒破砕工場は継続して稼働する計画のため、破砕工場に関連する運搬車両台数を表中に併記した。

表2-4-8 発寒清掃工場及び発寒破砕工場の運搬車両台数（令和3年度）

（単位：台/日）

| 区分 | | 時期 | 運搬車両台数 | |
|------|-----------------------|-----|--------|------|
| | | | 清掃工場 | 破砕工場 |
| 家庭ごみ | 市収集及び地域清掃 （パッカー車等） | 通常期 | 84 | 15 |
| | | 繁忙期 | 104 | 22 |
| 事業ごみ | 許可業者搬入 | 通常期 | 37 | 4 |
| | | 繁忙期 | 61 | 6 |
| | 自己運搬車両 （自家用車） | 通常期 | 49 | 222 |
| | | 繁忙期 | 63 | 301 |
| 合計 | | 通常期 | 170 | 241 |
| | | 繁忙期 | 228 | 329 |

※1：広域化に係る運搬車両については、計画が未決定のため基本計画で別途検討。

※2：令和3年度の繁忙期は、市内他の清掃工場が点検となった9月である。

また、運搬車両の種類に関する計画は、以下のとおりである。

(ア) 清掃工場（焼却施設）への運搬車両（可燃ごみ）

| | | |
|------------|------|-----------------------------------|
| ・家庭系収集 | 市収集車 | 8m ³ パッカー車及びプレス車（最大4t） |
| | 地域清掃 | 最大4トン 平ボディ車程度 |
| ・事業系搬入許可業者 | 自己搬入 | 8m ³ パッカー車及びプレス車（最大4t） |
| | | 最大4トン 平ボディ車程度 |

(イ) その他

| | |
|-----------|----------------------|
| ・メンテナンス車 | 最大10トン 平ボディ車 |
| ・薬品、燃料搬入車 | 最大10トン 平ボディ車(薬品) |
| | 最大20 k L タンクローリー（燃料） |
| ・来場者 | 職員通勤車 乗用車（最大ワゴン車程度） |
| | 施設見学车 乗用車、大型バス、自転車 |